

医学部翠心会会則

昭和 50 年 3 月 20 日制定
平成 4 年 12 月 9 日改正
平成 5 年 4 月 1 日施行
平成 25 年 3 月 13 日改正
平成 25 年 4 月 1 日施行

(目 的)

第 1 条 医学部翠心会(以下本会という)は、本学部学生間の親睦と各団体の円滑な運営を図り、学園生活の向上に寄与することを目的とする。

(組 織)

第 2 条 本学部全学生を会員とする。

2 本会の実務的な役割を担うものとして、以下の組織を配置する。

- ① 体育団体連合
- ② 文化団体連合
- ③ 翠心祭実行委員会
- ④ クラス委員会

3 各組織の運営等については別に定める。

(役 員)

第 3 条 本会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1 名
- ② 副 会 長 1 名
- ③ 体育団体連合議長 1 名
- ④ 文化団体連合議長 1 名
- ⑤ 会計 1 名
- ⑥ 書記 1 名
- ⑦ 常任委員 3 名以内
- ⑧ 翠心祭実行委員会委員長 1 名
- ⑨ クラス委員会委員長 1 名

(役員の選出)

第 4 条 会長は会員より立候補者を募ったうえで、別に定める選挙規約に沿って決定する。

2 体育団体連合議長、文化団体連合議長、翠心祭実行委員会委員長、クラス委員会委員長の選出方法については別に定める。

3 その他の役員は、会長が指名する。

4 本会会議における出席者の3分の2以上の決議、もしくは全会員の過半数の署名によって、役員をリコールできる。役員に欠員が出た場合、早急に前項に従って選出する。

(役員の任務)

第5条 役員の任務は次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合これを代行する。
- ③ 体育団体連合議長は、体育団体が健全かつ円滑な運営を行う。
- ④ 文化団体連合議長は、文化団体が健全かつ円滑な運営を行う。
- ⑤ 会計は、会計事務を行う。
- ⑥ 書記は、議事録の作成及び一般事務を行う。
- ⑦ 常任委員は、渉外及び本会の運営に必要な事項を行う。
- ⑧ 翠心祭実行委員会委員長は、翠心祭実行委員を代表する。
- ⑨ クラス委員会委員長は、クラス委員を代表する。

(任期)

第6条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 但し、翠心祭実行委員会委員長、クラス委員会委員長の任期については別に定める。

(役員の報告)

第7条 本会の役員を医学部長に報告しなければならない。

2 役員の変更・追加が生じた場合には、医学部長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 本会の会議は会長が招集し、議長を務める。

2 会議は本会役員、体育・文化団体主将、クラス委員をもって構成する。

3 会議は3分の2以上の出席者をもって成立する。

4 議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合には議長がこれを決す。

(事業)

第9条 本会の事業を次のとおりとする。

- ① 各団体の活動支援
- ② 翠心祭開催支援
- ③ 翠心会議の開催
- ④ 新入生歓迎会の開催
- ⑤ 機関紙の発行
- ⑥ 主将会議の開催
- ⑦ 本学教職員、外部団体との連絡、交渉
- ⑧ その他本会に関する事項

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金)

第11条 本会の補助金を次のとおりとする。

- ① 事務連絡に関する補助金は、毎年4月に医学部長に補助金支給の申請を行うものとする。
- ② 本会の主催する行事に関する補助金は、行事予定日の1か月前までに、医学部長に補助金申請書、企画書・予算書を提出する。

(決算)

第12条 本会の補助金の決算は次の各号により行うものとする。

- ① 前条第1号による補助金の決算は決算書に領収書を添付し、翌年の3月31日までに医学部長に提出する。
- ② 前条第2号による補助金の決算は決算書に領収書を添付し、行事終了後1か月以内に医学部長に提出する。

(安全の確保)

第13条 本会は各団体に対して、活動時の安全確保に努めなければならない。

2 事故が発生した場合には、速やかに学生課に報告しなければならない。

(会則の改定)

第14条 会則の改定は、翠心会議において協議し、医学部長に報告し承認を得なければならない。

(その他)

第15条 本会則によりがたい場合には、その都度翠心会議を開催し協議するものとする。

附 則

この医学部翠心会会則は平成25年4月1日より施行する。